

# 保育所における評価の 実施状況について

# 保育所における第三者評価の規定等

## ○社会福祉法

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

## ○関係通知

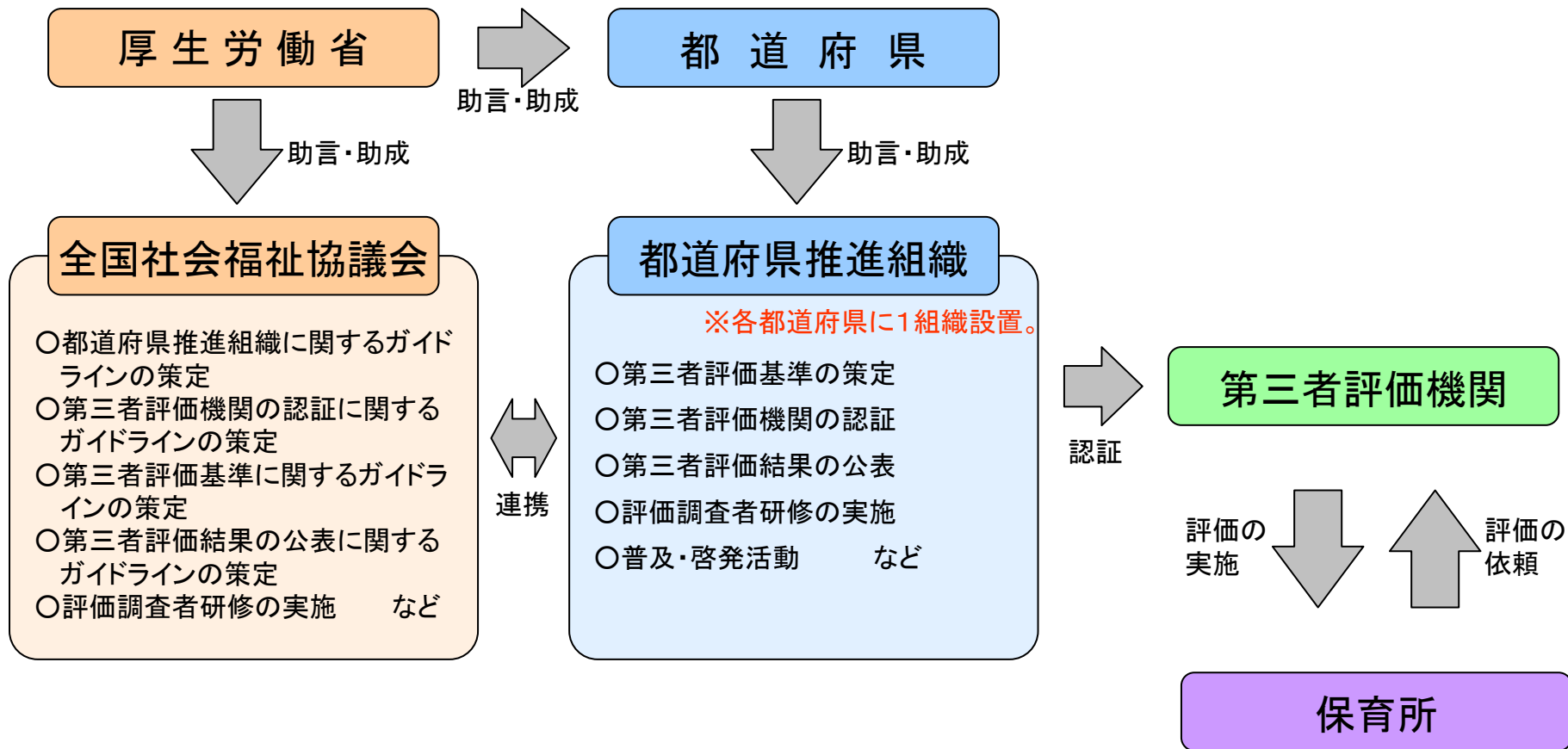
平成16年5月 福祉サービスの第三者評価事業に関する指針について(関係局長通知)

第三者評価事業の普及、定着を図るため、都道府県推進組織や評価機関の在り方、社会福祉施設共通の評価基準(55項目)や評価結果の公表に関するガイドラインを定めたもの。

平成17年5月 保育所版の福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン及び福祉サービス内容評価基準ガイドライン等について(保育課長通知)

- ・保育所の特性に配慮・着目した評価基準(34項目)。
- ・保育関係三団体の意見については、「評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点」に反映。(同年3月、日本保育協会、全国私立保育連盟、全国保育協議会了解。)
- ・団体等から要望のあった評価コメントについては、課長通知文に「評価機関が評価結果を受審者に伝える際は、保育サービスの質の向上に資する観点から、各評価項目の評価理由を付して結果を通知することが望ましい」旨、付記。

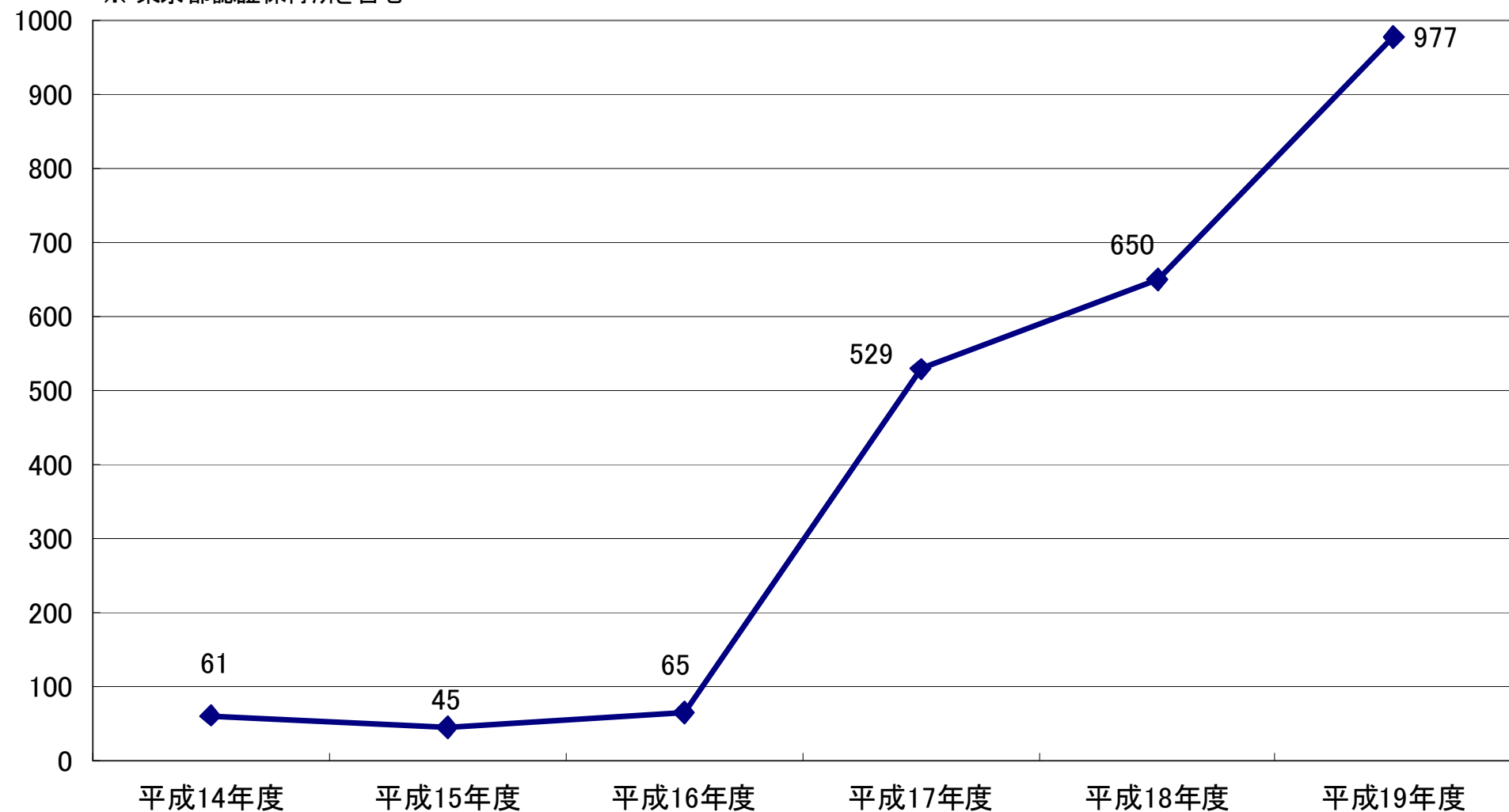
# 保育所における第三者評価の体制



# 保育所における第三者評価の実施状況

第三者評価実施保育所数

※ 東京都認証保育所を含む



(参考) 認可保育所数: 22, 909 (平成20年4月1日現在、厚生労働省報道発表(保育所の状況等について)より)

東京都認証保育所数: 415 (平成20年8月1日現在、東京都ホームページより)

# 保育所における第三者評価基準ガイドライン

## 保育所版ガイドラインの特徴

○福祉サービス共通の評価基準(55項目)と保育所の特性に着目した34項目の付加基準(福祉サービス内容評価基準)で構成。

### 【共通55項目】

- ・福祉サービスの基本方針と組織
- ・組織の運営管理
- ・適切な福祉サービスの実施

### 【付加基準34項目】

- ・子どもの発達援助
- ・子育て支援
- ・安全、事故防止

○共通55項目の評価基準の用語等の見直し整理

55項目の判断基準や評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点について、保育所の特性に配慮・着目した用語の見直し・整理を実施。

○都道府県推進組織との関係

ガイドラインは、これを参考として都道府県推進組織が地域の実情を踏まえ評価基準を策定するものであるため、都道府県を拘束しない。都道府県に対しては、全国統一的な推進を図る見地から、できる限りガイドラインに沿って策定されるようお願いしているもの。

# 保育所における第三者評価基準ガイドライン

## 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン (社会福祉施設に共通の55項目)

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

- I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立されている。(2項目)
- I-1-1 (2) 理念や基本方針が周知されている。(2項目)

#### I-2 計画の策定

- I-2-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。(2項目)
- I-2-1 (2) 計画が適切に策定されている。(2項目)

#### I-3 管理者の責任とリーダーシップ

- I-3-1 (1) 管理者の責任が明確にされている。(2項目)
- I-3-1 (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。(2項目)

### II 組織の運営管理

#### II-1 経営状況の把握

- II-1-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。(3項目)

#### II-2 人材の確保・養成

- II-2-1 (1) 人事管理の体制が整備されている。(2項目)
- II-2-1 (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。(2項目)
- II-2-1 (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。(3項目)
- II-2-1 (4) 実習生の受け入れが適切に行われている。(2項目)

#### II-3 安全管理

- II-3-1 (1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。(2項目)

#### II-4 地域との交流と連携

- II-4-1 (1) 地域との関係が適切に確保されている。(3項目)
- II-4-1 (2) 関係機関との連携が確保されている。(2項目)
- II-4-1 (3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。(2項目)

### III 適切な福祉サービスの実施

#### III-1 利用者本位の福祉サービス

- III-1-1 (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。(2項目)
- III-1-1 (2) 利用者満足の向上に努めている。(2項目)
- III-1-1 (3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。(3項目)

#### III-2 サービスの質の確保

- III-2-1 (1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。(3項目)
- III-2-1 (2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。(2項目)
- III-2-1 (3) サービス実施の記録が適切に行われている。(3項目)

#### III-3 サービスの開始・継続

- III-3-1 (1) サービス提供の開始が適切に行われている。(2項目)
- III-3-1 (2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。(1項目)

#### III-4 サービス実施計画の策定

- III-4-1 (1) 利用者へのアセスメントが行われている。(2項目)
- III-4-1 (2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。(2項目)

## 福祉サービス内容評価基準ガイドライン(保育所版) (保育所に特化した34項目)

### A-1 子どもの発達援助

#### 1-1 (1) 発達援助の基本

- A-1-1 (1)-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。
- A-1-1 (1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。

#### 1-1 (2) 健康管理・食事

- A-1-1 (2)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。
- A-1-1 (2)-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。
- A-1-1 (2)-③ 歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。
- A-1-1 (2)-④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。
- A-1-1 (2)-⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている。
- A-1-1 (2)-⑥ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。
- A-1-1 (2)-⑦ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。
- A-1-1 (2)-⑧ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。

#### 1-1 (3) 保育環境

- A-1-1 (3)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- A-1-1 (3)-② 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。

#### 1-1 (4) 保育内容

- A-1-1 (4)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。
- A-1-1 (4)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。
- A-1-1 (4)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。
- A-1-1 (4)-④ 身近な自然や社会とかかわれるような取り組みがなされている。
- A-1-1 (4)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。
- A-1-1 (4)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。
- A-1-1 (4)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。
- A-1-1 (4)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。
- A-1-1 (4)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。
- A-1-1 (4)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。
- A-1-1 (4)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。

#### A-2 子育て支援

##### 2-1 (1) 入所児童の保護者の育児支援

- A-2-1 (1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。
- A-2-1 (1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。
- A-2-1 (1)-③ 子どもや育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。
- A-2-1 (1)-④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。
- A-2-1 (1)-⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。

##### 2-1 (2) 一時保育

- A-2-1 (2)-① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状況を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。

#### A-3 安全・事故防止

##### 3-1 (1) 安全・事故防止

- A-3-1 (1)-① 調理場、水回りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。
- A-3-1 (1)-② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。
- A-3-1 (1)-③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。
- A-3-1 (1)-④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。
- A-3-1 (1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。



# 保育所における自己評価の規定

## ○保育所保育指針

### 第4章 保育の計画及び評価

#### 2 保育の内容等の自己評価

##### (1) 保育士等の自己評価

- ア 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。
- イ 保育士等による自己評価に当たっては、次の事項に留意しなければならない。
  - (ア) 子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などに十分配慮すること。
  - (イ) 自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。

##### (2) 保育所の自己評価

- ア 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- イ 保育所の自己評価を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。
  - (ア) 地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むとともに、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。
  - (イ) 児童福祉施設最低基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

### (参考)児童福祉施設最低基準

第36条 保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

子どもの保育に加え、子どもの保護者に対する支援、地域における子育て支援、地域の家庭的保育への支援など幅広い機能を担う保育所の役割を踏まえ、国(厚生労働省)は、保育士等及び保育所の自己評価に関するガイドラインを作成することとしている。

現在、有識者からなる会議により検討を進めているところ。

## <保育所の自己評価のためのガイドライン作成委員会 委員リスト>

目白大学教授	増田 まゆみ (子ども未来財団助成「保育の質」研究 主任研究者)
大妻女子大学教授	柴崎 正行 (同 研究協力者)
東京家政大学教授	網野 武博
東京大学大学院教授	秋田 喜代美
兵庫教育大学准教授	鈴木 正敏

また、今後、策定された自己評価のガイドラインを踏まえ、現行の第三者評価に関するガイドラインを改定する予定。